

令和5年度 駒澤大学教育後援会 長野県支部

定期総会資料

- 1 日時 令和5年7月15日（土）午前11時～
- 2 場所 レストラン ル・ブラン

## 目 次

令和5年度教育後援会長野県支部定期総会次第	03
令和4年度教育後援会長野県支部事業報告書	04
令和4年度教育後援会長野県支部収支決算書	06
令和4年度監査報告	07
令和5年度教育後援会長野県支部事業計画	08
令和5年度教育後援会長野県支部予算書	09
令和5年度教育後援会長野県支部役員候補者	10
駒澤大学教育後援会長野県支部会則	11
駒澤大学教育後援会長野県支部旅費規程	13

# 令和5年度教育後援会長野県支部定期総会次第

日時 令和5年7月15日(土) 午前11時～  
場所 レストラン ル・ブラン

- 1 開会
- 2 支部長あいさつ
- 3 議事

## 審議事項

- (1) 令和4年度事業報告ならびに決算報告について  
(令和4年度監査報告)
- (2) 令和5年度事業計画ならびに予算について
- (3) 令和5年度役員を選出について

- 4 閉会

## 令和4年度教育後援会長野県支部事業報告書

月 日	事 業	内 容	備 考
4月17日(日)	第1回支部役員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度役員体制について</li> <li>・令和3年度決算について</li> <li>・令和4年度事業計画案について</li> <li>・支部定期総会の開催について</li> </ul>	午後1時30分～ ZOOM (各自宅他) 出席者：役員11名
5月8日(土)	第2回支部役員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支部定期総会について (開催場所・役割分担・案内・発送作業等)</li> <li>・教育懇談会について</li> <li>・後援会事務局からの預かり品について</li> <li>・当面の事業について</li> </ul>	午後1時30分～ オンライン会議 (各自宅他) 出席者：役員12名
5月14日(土)	本部定期総会 (本部事業)	対面開催	教育後援会HP上で公開
6月4日(土)	第3回支部役員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支部総会資料の確認</li> <li>・支部総会報告の準備</li> <li>・総会役割分担、準備について</li> <li>・「支部総会、教育懇談会のお知らせ」についてのお便り発送</li> <li>・支部交通費について</li> <li>・当面の事業について</li> </ul>	松本市庄内地区公民館講座室 午後1時～ 出席者：役員14名  ○「支部総会資料」について支部総会は、ホームページ上に掲載
7月16日(土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度駒沢大学教育後援会長野県支部総会</li> <li>・教育懇談会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度事業報告</li> <li>・令和3年度決算報告</li> <li>・令和3年度監査報告</li> <li>・令和4年度事業計画(案)</li> <li>・令和4年度予算計画(案)</li> <li>・令和4年度支部役員(案)</li> </ul> 令和4年度駒沢大学教育懇談会開催	ハイブリッド開催
9月17日(土)	第4回支部役員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の予定の確認</li> <li>・地区懇親会について (開催場所、会場の選定、発送通知、お誘いの仕方等)</li> <li>・役員勧誘につて</li> </ul>	午後1時～ オンライン会議 出席者：役員8名
10月16日(日)	第5回支部役員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支部懇親会案内発送作業 (県内3会場での開催)</li> <li>・お誘いの仕方(架電について)</li> <li>・懇親会の進め方</li> <li>・今後の予定について</li> </ul>	松本市庄内公民館 13時～ 出席者：役員4名参加
11月26日(土)	北東信地区支部懇親会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県支部の歴史</li> <li>・大学の概況</li> <li>・行事などの様子</li> <li>・教育後援会活動について</li> </ul>	14時～ 珈琲哲学アグリ篠ノ井店 参加者：支部役員3名 本会役員3名 一般会員4名

12月3日(土)	南信地区支部懇親会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県支部の歴史</li> <li>・大学の概況</li> <li>・行事などの様子</li> <li>・教育後援会活動について</li> </ul>	14時～ かんてんぱぱ ガーデン 寒天レストランさつき亭 参加者：支部役員5名 本会役員3名 一般会員2名
12月10日(土)	中信地区支部懇親会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県支部の歴史</li> <li>・大学の概況</li> <li>・行事などの様子</li> <li>・教育後援会活動について</li> </ul>	14時～ レストラン ル・ブラン 参加者：支部役員4名 本会役員3名 一般会員3名
1月21日(土)	駒沢大学教育後援会 新年賀詞交歓会	本会主催	ホテルニューオータニ 出席者：役員 和賀支部長 和賀事務局長 吉田理事 一般会員吉田様
3月5日(日)	第6回支部役員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支部懇親会の報告、感想</li> <li>・本会主催新年賀詞交歓会の参加報告</li> <li>・監査資料の提出について</li> <li>・令和5年度役員につて</li> <li>・役員勧誘について</li> <li>・今後の日程について</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計監査</li> </ul>	松本市庄内公民館視聴覚室 13時15分～ 出席者：役員6名
3月6日(月)	会計監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊谷監事による監査</li> </ul>	飯田市ココス飯田インター店 20時～ 出席者：和賀支部長 和賀事務局長 熊谷監事

## 令和4年度教育後援会長野県支部収支決算報告書

自 令和4年4月1日 — 至 令和5年3月31日

### 収入の部

(単位：円)

項目	令和4年度 予算額(A)	令和4年度 決算額(B)	差引額 (B - A)	摘要
前年度繰越金	8,000	8,000	0	前年度より繰越金
支部活動費	480,000	480,000	0	本部より(支部会員240名)
事業補助金	0	0	0	長野県支部総会事業 保護者との懇親会(茶話会)3会場
支部景品補助金	0	5,000	5,000	賀詞交歓会景品代補助金(本部から入金)
雑収入	0	0	0	
合計	488,000	493,000	5,000	

### 支出の部

(単位：円)

項目	令和4年度 予算額(A')	令和4年度 決算額(B')	差引額 (B' - A')	摘要	
支部 活動 費	会議費	15,000	30,836	15,836	役員会等諸経費
	旅費	230,000	219,715	-10,285	総会、役員会等旅費交通費
	通信運搬費	60,000	14,168	-45,832	総会、行事等案内通知送料、切手代
	印刷費	40,000	7,519	-32,481	資料印刷
	渉外費	20,000	36,452	16,452	交流会等経費
	予備費	9,000	7,249	-1,751	旅費振込手数料、本部へ返金振込手数料
	本部へ返金		47,261	47,261	
	次年度繰越金		10,000	10,000	
小計	374,000	373,200	-800		
事業 費	通信費	20,000	9,660	-10,340	県内保護者との懇談会(茶話会) 3会場(東北信・中信・南信) 本会役員9名参加
	会議費	1,000	440	-560	
	旅費	53,000	70,790	17,790	
	会場費	30,000	18,270	-11,730	
	渉外費	10,000	20,640	10,640	
	小計	114,000	119,800	5,800	
合計	488,000	493,000	5,000		

## 令和4年度 監査報告

駒澤大学教育後援会長野県支部

支部長 和賀 文子 殿

駒澤大学教育後援会長野県支部の令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)に関わる会計決算について監査の結果、帳簿・その他会計諸表と相違ないことを認めます。

令和5年3月6日

駒澤大学教育後援会長野県支部

監事 熊谷 茂通



令和5年3月5日

駒澤大学教育後援会長野県支部

監事 荻原 香織



令和5年度教育後援会長野県支部事業計画

月 日	事 業	内 容	備 考
4月15日(土)	第1回支部役員会	次年度役員について 支部総会について	松本市庄内公民館
5月5日(日)	善光寺花祭り	駒澤大学吹奏楽部参加中止	
5月13日(土)	本部定期総会	支部より4名出席	
5月20日(土)	第2回支部役員会	支部総会について	各自宅(ライン会議)
6月11日(日)	教育懇談会(本部事業)	支部より、4名出席	長野市(ホテル JAL シティ長野)
6月24日(土)	第3回支部役員会	支部定期総会について	各自宅(ライン会議)
7月15日(土)	支部定期総会		レストラン ル・ブラン
8月 日( )	第4回支部役員会	県内3会場での懇談会について	
9月 日( )			
10月 日( )	支部地区懇談会	県内3会場(長野・松本・伊那)	
10月9日(月)	出雲全日本大学選抜駅伝	応援：自由参加	
10月21日(土) ～22日(日)	一泊参禅研修(大本山永平寺・本部事業)	自由参加	
11月5日(日)	全日本大学駅伝	応援：自由参加	
12月 日( )			
1月2日(火) ～3日(水)	東京箱根間往復大学駅伝	応援：自由参加	
1月 日( )	新年賀詞交歓会 東京	正副支部長出席予定 会員：自由参加	
2月 日( )	第5回支部役員会	活動報告ならびに次期役員について	
2月 日( )	支部内会計監査	支部会計監査	
3月 日( )	支部会計監査の実施(本部)	会計監査	



## 令和5年度教育後援会長野県支部収支予算書

自 令和5年4月1日 — 至 令和6年3月31日

### 収入の部

(単位：円)

項目	令和5年度 予算額(A)	令和4年度 予算額(B)	令和4年度 決算額	差引額 (A - B)	摘要
前年度繰越金	10,000	8,000	8,000	2,000	通帳口座
支部活動費	472,000	480,000	480,000	-8,000	本部より(支部会員236名)
事業補助金	0	0	0	0	長野県支部総会事業 保護者との懇親会(茶話会)3会場
支部景品補助金	0	0	5,000	0	新年賀詞交歓会 東京
雑収入	0	0	0	0	預金利息、会費徴収金
合計	482,000	488,000	493,000	-6,000	

### 支出の部

(単位：円)

項目	令和5年度 予算額(A)	令和4年度 予算額(B)	令和4年度 決算額	差引額 (A' - B')	摘要	
支部 活動 費	会議費	30,000	15,000	30,836	15,000	役員会等諸経費
	旅費	220,000	230,000	219,715	-10,000	総会、役員会等旅費(交通費・日当)
	通信運搬費	52,000	60,000	14,168	-8,000	総会案内通知発送料
	印刷費	40,000	40,000	7,519	0	資料印刷
	渉外費	20,000	20,000	36,452	0	団体障害保険等経費
	予備費	8,000	9,000	7,249	-1,000	振込手数料等
	本部へ返金	0	0	47,261	0	
	次年度繰越金	0	0	10,000	0	
小計	370,000	374,000	373,200	-4,000		
事業 費	通信費	20,000	20,000	9,660	0	保護者との懇談会(茶話会) 3会場〈東北信・中信・南信〉
	会議費	2,000	1,000	440	1,000	
	旅費	50,000	53,000	70,790	-3,000	
	会場費	30,000	30,000	18,270	0	
	渉外費	10,000	10,000	20,640	0	
	小計	112,000	114,000	119,800	-2,000	
合計	482,000	488,000	493,000	-6,000		

## 令和5年度駒澤大学教育後援会長野県支部役員

役職	氏名	学年（年度）
支部長	荻原 勝美	4 年
副支部長	熊谷 茂道	4 年
事務局長	荻原 勝美（兼務）	4 年
理 事	吉田 ひとみ	4 年
理 事	梶田 千鶴	3 年
理 事	古林 千代子	2 年
理 事	町田 比呂子	1 年
監事	熊谷 茂道	4 年
監事	金子 富勇	2 年
特別顧問	大日方 万作	2 年度

## 駒澤大学教育後援会長野県支部会則

### (名称及び設置)

第1条 本支部は、駒澤大学教育後援会長野県支部（以下「支部」という。）と称し、事務局及び団体所在地を支部長宅におく。

### (目的)

第2条 支部は、駒澤大学教育後援会（以下「本部」という。）の下、駒澤大学（以下「大学」という。）と家庭との緊密なる連携を図り、その教育的効果の向上に資するとともに、併せて会員相互の親睦と福祉に寄与することを目的とする。

### (組織)

第3条 支部は大学に在学する学生の県内在住の父母又は保証人を会員として組織する。

### (事業)

第4条 支部は第2条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。なお、事業を行う場合、準備段階から本部事務局と連絡をとること。

- (1) 支部総会、研修会、講演会等
- (2) 学生の福利厚生、生活指導、就職情報提供等
- (3) 大学の興隆発展の援助
- (4) その他必要な事業

### (役員)

第5条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 (1人)
- (2) 副支部長 (若干名)
- (3) 理事 (若干名)
- (4) 監事 (2人)
- (5) 事務局長 (1人) 理事兼任可
- (6) 副事務局長 (1人) 理事兼任可

### (役員を選出)

第6条 役員は会員の中より選出し、支部総会の議を経るものとする。

### (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 支部長は支部を代表して会務を総理し、会議の議長となる。支部長は、本部との連絡、調整に当たるものとする。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故がある時は、これに代わる。また東北信地区・中南北信地区を担当し、役員、会員をまとめる。
- (3) 理事は支部長の指示を受け、会務の企画運営にあたる。
- (4) 監事は会務及び会計を監査し、必要があるときは、支部役員会の招集を要求することができる。
- (5) 事務局長は、支部長の指示を受け、会計、役員会事務連絡、備品管理等の事務処理にあたる。
- (6) 副事務局長は事務局長を補佐する。

### (三役会)

第8条 役員会を円滑に運営するため、三役会を設ける。三役会は、支部長、副支部長、事務局長及び副事務局長をもって構成する。

### (支部役員会)

第9条 役員は支部役員会を構成し、必要に応じて支部長がこれを招集する。

- 2 支部役員会は支部総会に次ぐ議決機関であり、支部事業の予算、決算、その他必要な事項を審議するとともに、緊急に事業遂行に支障をきたすおそれがあるときは、これを議決することができる。
- 3 前項による場合は、支部長はその経過を支部総会に報告し、追認を受けなければならない。

(委員会)

第10条 支部の事業を遂行するため、役員会のもとに委員会をおくことができる。

委員会 (1)広報委員会 (2)事業委員会 (3)総会委員会

委員会は、役員・会員より構成し、必要に応じ委員会開き、活動をおこなう。役員より委員長、副委員長を選出する。

(役員任期)

第11条 役員・委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問・特別顧問・最高顧問)

第12条 本会に顧問、特別顧問及び最高顧問をおくことができる。

2 顧問は、支部役員会の推薦により、支部長が委嘱し、支部運営について支部長の諮問に応じる。顧問の任期は1年とする。

3 特別顧問は、支部役員会の推薦により支部総会の議を経て、支部長が委嘱し、支部運営について支部長の諮問に応じる。特別顧問の任期は1年とする。

4 最高顧問は、支部役員会の推薦により支部総会の議を経て、支部長が委嘱し、支部運営について支部長の諮問に応じる。最高顧問の任期は1年とする。

(経費)

第13条 支部の経費は、支部活動支援金(補助金、応援補助金)、事業参加費、寄付金及びその他をもって支弁する。

2 支部年会費は徴収せず、事業ごとに参加費を徴収する。

(会計年度)

第14条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 会計報告を年度内に作成し、本部に報告する。

(支部総会)

第15条 支部総会は年1回支部長がこれを招集する。ただし、必要に応じ臨時支部総会を招集することができる。

2 支部長は会長に本部役員若干名の出席を要請する。

3 支部長は、大学の講師を必要に応じて要請することができる。その場合は、会長に申請するものとする。

(議決)

第16条 支部総会の議決決定は、出席会員の過半数の同意をもってこれを決する。

(会則の改廃)

第17条 この会則の改廃については、支部総会及び、臨時支部総会の議を経なければならない。ただし、本部の会則と主旨の異なる改廃を行う場合においては、本部の承認を得るものとする。

(適用の特例)

第18条 この会則に定めのないものは、全て支部役員会に諮るものとする。ただし、本部の指示が出た場合は、それに従うものとする。

附則

1 この会則は平成28年1月20日から施行する。(本会の設立日とする)

附則

1 この会則は平成28年6月19日から施行する。

附則

1 この会則は平成29年6月11日から施行する。

附則

1 この会則は平成30年6月10日から施行する。

附則

1 この会則は令和元年6月8日から施行する。

附則

1 この会則は令和3年6月20日から施行する。

## 駒澤大学教育後援会長野県支部旅費規程

- 第1条 本規程は、駒澤大学教育後援会長野県支部（以下「当支部」という。）が行う行事等に出席、又は参加し、任務を果たすことを目的として旅行した者に対し支給する旅費について定める。
- 2 旅行命令者は支部長とし、旅行命令簿に記載し、提示または口頭により発するものとする。
  - 3 教育後援会会長の要請に基づいて、本部で行う行事及び支部管外で行われる後援会活動等に出席、又は参加する際の旅費は、「駒澤大学教育後援会旅費規程内規」の遠距離出張として扱うものとする。

第2条 旅費支給の対象となる行事等とは、次の各号とする。

- (1) 駒澤大学教育後援会主催の会議
- (2) 当支部総会
- (3) 当支部役員会
- (4) 当支部の行う行事
- (5) その他支部長が必要と認めた会議、講習会、視察等

第3条 旅費の支給は、別に定めのある場合を除き、実費の全部又は一部を支払うものとする。  
なお、本部が支給する旅費との重複支給は認めない。

第4条 支給する旅費の項目は交通費及び日当とし、次の各号に定めにより支給する。

(1) 交通費

交通費は、実費を支給するものとし、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。

なお、金額が検証できない費用（長距離バス代等）については領収書を提出する。

- ① 県内の鉄道運賃・鉄道料金、路線バス等は、実費を支給する。ただし新幹線は運賃のみとする。  
本条交通費②のイに該当する場合は、居住地等から乗車する駅等までの交通費を同項に基づき計算し加算する。
- ② 県内の自家用自動車等の利用による場合は次の通りとする。  
ア 開催地と居住地等との往復の距離 概ね 10km未満は支給しない。  
イ 開催地と居住地等との往復の距離 概ね 10km以上は、距離（km）×25円で計算する。
- ③ 県外・・・必要最低限の実費以内の額とする。

(2) 日当

日当は、所要時間により以下の通りとする。

- ア 半日（2時間以上4時間以内）・・・1,000円  
イ 1日（4時間以上）・・・2,000円

(3) 宿泊費

宿泊費は、実費支給を原則とし、一泊10,000円を限度額とする。この認定は事務局長があたる。

(4) 旅費の支給方法は、半期に1回以上纏めて指定口座への振込み支給、又は現金支給とする。

第5条 旅費の支給を受けようとする者は、旅行命令票に必要な応じ領収書を添え、事務局長に提出しなければならない。

第6条 特別な事由がある場合又は本規程の運用が困難な場合は、支部長の事前の承認を条件として、その都度個別に定める。

第7条 この規程の改廃は当支部役員会で決定する。

### 附則

1. この規程は、平成29年4月1日より施行する。
2. この規程は、平成31年4月1日より施行する。
3. この規程は、令和3年5月8日より施行する。